



令和6年10月1日

トピックス ～令和6年から変更された「贈与税」～

贈与税の課税方法には、暦年課税制度と相続時精算課税制度の2つがあります。NO. 315 (令和5年8月1日)で紹介しましたが、両制度の違いを比較して改めてお届けします。詳しくは当事務所にお尋ねください。

【暦年課税制度】

- その年の1月1日から12月31日まで(暦年といいます)の1年間に受け取った財産の合計額に対して、**受贈者ごと**に課税されます。該当期間の贈与に対する課税には、**110万円の基礎控除**が設けられています。
- **贈与を受けた側が課税対象**となりますので、複数の人に対して贈与することで、ひとりにつき毎年110万円以下の贈与を非課税とすることができます。例えば、父親が子ども3人に対して、それぞれ110万円ずつの贈与をしても贈与税は課税されません。一方、贈与を受ける側が、複数の者から贈与を受けた結果、非課税枠以上の贈与を受けると贈与税が課税されます。
- 相続開始直前に贈与した場合、租税回避防止の観点から、その贈与財産は相続財産に加算されることとなります。これまでは死亡前3年間でしたが、**令和6年からは相続財産への加算期間が7年**になりました。ただし、**延長された4年間に贈与により取得した財産の価額については、総額100万円まで加算されません**。この改正は令和6年1月1日以降の贈与が対象であり、結果的に令和8年末までは従来と変わらず、3年内加算のみです。

【相続時精算課税制度】

- 贈与した時点の課税を、将来相続が発生するときまで先延ばしにする制度です。先延ばしにした分は、将来の相続税の計算に反映されます。**60歳以上の親から18歳以上の子どもまたは孫への贈与について、累計2,500万円まで贈与税が課税されません**。2,500万円を超えた部分については、前払いとして20%の贈与税が課税され、その特定贈与者が亡くなった場合には、その贈与財産の**贈与時の価額**を本来の相続財産の価額に合算して、相続税として精算(納付した贈与税額については相続税額から控除)されることとなります。
- **令和6年から110万円の基礎控除**(非課税枠)が新たに設けられました。相続時精算課税制度で毎年贈与を続けると、多くの非課税枠が使えて有利な制度になりました。この**110万円は、将来の相続財産に加算されず**、また、**110万円以内の贈与であれば申告する必要もありません**。
- 相続時精算課税制度を**新たに選択**する場合は、**贈与税の申告期限内に「相続時精算課税制度選択届出書」を受贈者の納税地の税務署長に提出する必要があります**。(申告する必要がない場合も届出が必要です)
- 生前贈与の対象となる財産、たとえば非上場株式であれば、その株価を贈与時の評価額に固定することができ、相続発生後には**贈与時の評価額が加算**されますので、贈与時から相続発生時まで評価額が上がっても相続税額に影響しません。値上がりが確実な財産をこの制度により事前に贈与すると相続税対策として効果的です。
- 注意点としては、いったん相続時精算課税制度を選択すると、その後に同じ人から暦年課税による贈与を受けることができなくなります。

「相続時精算課税」と「暦年課税」の比較

	相続時精算課税	暦年課税
概要	贈与者が亡くなったときに贈与財産と相続財産を合計して相続税額を計算	1年間(1月1日～12月31日)に贈与を受けた財産の合計額を基に贈与税額を計算
非課税枠	累計2,500万円の特別控除 年110万円の基礎控除を新設	年110万円の基礎控除
相続発生時の贈与財産の取り扱い	特別控除分はすべて相続財産に加算 基礎控除分は相続財産に加算しない	相続開始前3年以内の贈与は相続財産に加算 相続開始前7年以内に加算対象を延長(緩和措置として相続開始前4～7年の贈与については合計100万円を控除)

※着色・太字部分が変更点。2024年1月以降の贈与から対象になる。

例年の 10 月号では、「寒さ暑さも彼岸まで」という常套句への前向きなコメントで書き出しておりますが、今年は 10 月になっても連日 30 度を超える真夏日が続いており、一段と死語に近づいております。グテーレス国連事務総長が言う「地球沸騰化時代」という表現も、もはや誇張とは言えなくなっております。とはいえ、我が家でも一階の北の部屋で寝起きをしていると、エアコンのお世話にならずに過ごしております。周囲には、まだまだ田んぼや畑が残っており、赤とんぼがすいすいと行き交っている様や、そこかしこで咲き誇っている真っ赤な彼岸花を目にしますと、秋の風情をうっすらながら感じることができます。とはいえ、正月早々に起きた地震により大きな痛手を被った能登地方では、漸くにして復興・再建に向けた取り組みが軌道に乗ってきた矢先に、無情にも雨台風・線状降水帯が襲い、物理的・経済的な被害に加え、メンタル面でのダメージ大きく、心が折れてしまっている人も想像以上に多いことかと思えます。経済的支援の輪を拓くのみならず、心のケアに関しても支援と寄り添う気持ちが強く期待されるところです。

さて、いよいよ日本も政治の季節を迎えようとしております。先月は、野党第一党の立憲民主党の代表選挙が先行して、野田佳彦さんが順当に？代表の座を射止めました。元総理経験者であることで安定感を与えておりました。折角、若返りを図ったにも拘わらず、ベテラン政治家の経験と力量に頼らざるを得ないのは残念な気もしますが、代表選の当日の演説を聞いていると、流石に説得力が頭抜けており、野党勢力の結集が実るかどうかが、今後の政治力の発揮に注目していきたいと思えます。

片や、与党・自由民主党の総裁選挙が先週行われました。結果は、石破茂さんが 4 度に亘る敗北にもめげずに、5 度目の挑戦で見事に総裁選挙に勝利しました。今回の総裁選は異例なもので、派閥単位の縛りがなくなり、我こそはという若手を含めた 9 人での乱立選でした。残念ながら、「政治とカネ」を巡る不祥事や旧統一協会問題等、負の側面の反省・克服に言及する場面が少なく、やや物足りなさを感じました。とはいえ、密室での不透明な総裁選びからの脱却という点では大いに前進したものとなりました。小生も各候補者のプロフィールなり、訴える内容を見聞きして、総裁＝総理大臣（10 月 1 日、就任）という流れの中で、自民党の疑似政権交代劇の巧みさに、さもありなん、と感じいております。

野田・石破両氏とも派手さはあまりありませんが、多方面に亘る造詣の深さが感じられますので、実のある論戦が活発に行われることを大いに期待するものです。ところが、首班指名を受けた直後に衆議院の解散を明言し、今月中に総選挙が行われることになりました。物価の高騰が続き、庶民の暮らしが脅かされている現状を如何に打開していくのか、という身近な問題を始めとして、ロシア・ウクライナ情勢やイスラエル・パレスチナでの戦線の拡大・戦闘の激化に対する日本の果たすべき役割、中国・台湾や朝鮮半島を巡る安全保障環境の構築等々、私たちの暮らしや将来を左右する課題が山積しております。「どうせ、誰がやっても変わらない」と傍観視することは勿体ない話です。総選挙は党员・党友でなければ投票権が無い政党の党首選挙ではありません。今度の総選挙は一人一人の一票で国民に寄り添う政治に変わり得る可能性を秘めております。主権者であることを久しぶりに実感できる選挙になるかもしれません。情報に溺れることなく、真摯を見極める力を養っていきたいものです。

《和奏・遼真通信》

和奏は高校生活最後の学校祭に燃えたようです。3 年生は全 9 クラスそれぞれが演劇を披露するのが恒例で、劇の垂れ幕作成と照明係を担当しました。いわゆる裏方の役割が和奏には合っていたようです。先日、東京から次女夫婦が揃って名古屋に来て、入院中の 90 歳を超える祖母のお見舞いに駆けつけてくれ、長女の家族を含め 3 ファミリーとワンコ 2 匹が全員集合して会食することが出来ました。その折に、和奏が当日の模様をスマホの動画を交えて生き生きと話をしてくれました。幸いにして、「アンステ」に残ったと自慢げに話をしておりました。アンステ？何の略かわかりますか。アンコール・ステージの略でした。つまり全演劇の内、審査で選ばれた 2 組が全校生徒の前でもう一度上演することができて、最終的に準グランプリを獲得したとのこと！高校生活の良い思い出の一幕になったようです。一方、遼真はこの夏にベッドを買ってもらい、自分の部屋で一人で寝るようになったとのこと。朝はいつも掛け布団がズレ落ちていて、自分も何回か落ちているようですが、これも成長の一つです。孫のことになると、どんな些細な事でも嬉しく感じ取るのはじいじの特技？と言えそうです。



（令和 6 年 10 月 2 日 所長 橋本）